

令和8年 北秋田市農業委員会 第6回総会

1. 開催日時 令和8年6月15日（月） 午後1時30分から

2. 開催場所 北秋田市交流センター1階 講堂

3. 出席委員（36名）

1番 櫻井 豊	2番 佐藤 稔	3番 宮腰 文義
4番 鈴木 豊	5番 佐藤 邦久	6番 中林 めぐみ
7番 長崎 成人	8番 堀部 聡	9番 多賀谷 テル子
10番 長岐 正	11番 松岡 英敏	12番 伊藤 鶴一
13番 土田 紀子	14番 藤島 喜美男	15番 成田 博幸
16番 寺田 一徳	17番 武田 響一	18番 武石 修一
19番 佐藤 茂延	20番 金田 悦子	21番 藤岡 智洋
22番 中嶋 力藏	23番 佐藤 利子	24番 松橋 利彦
25番 伊東 誠子	26番 出川 信久	27番 佐藤 政信
28番 小笠原 千春	29番 澤藤 匠	30番 土濃塚 謙一郎
31番 野呂 義久	32番 若松 一幸	33番 佐藤 整
34番 金 俊英	36番 佐藤 篤史	37番 長岐 一志

4. 欠席委員（0名）

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第13号	会務報告
第 2	報告第14号	専決処分の報告
第 3	議案第19号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 4	議案第20号	所有者不明農地等に係る公示について

7. 出席した事務局職員

局長 成田 幸治 副主幹 簾内 拓也 主任 土濃塚 政樹

8. 議事録署名委員

8番 堀部 聡 9番 多賀谷 テル子

9. 会議の概要

事務局長 | 定刻となりましたので、ただいまより令和8年 北秋田市農業委員会

第6回総会を開会いたします。

委員総数36名中、全員の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。

それでは会長からのごあいさつと総会会議規則第5条の規定により、議長として議事の進行をよろしく願いいたします。

会 長 会長あいさつ（ 省略 ）

議 長 それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。
はじめに議事録署名委員であります。恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認め当職より指名いたします。
議席番号8番 堀部聡 委員、9番 多賀谷テル子 委員にお願いいたします。
それでは案件に入ります。報告第13号「会務報告」を事務局より願います。

事務局長 事務局の成田です。以後着座にてご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案書の2ページをお開きください。

報告第13号令和8年5月分会務報告です。読み上げてご報告いたします。

5月7日、第5回総会に係る調査を、市役所第2庁舎第1会議室にて委員5名の出席により実施しました。

15日、第5回定例総会を市役所本庁舎大会議室にて出席委員23名の出席により開催しました。

21日、市町村農業委員会事務局長会議が秋田市・アキタパークホテルにて開催され、事務局長が出席しました。

25日、秋田県都市農業委員会会長会通常総会が秋田市・アキタパークホテルにて開催され、会長が出席しました。

26日、北秋田市日沿道建設促進期成同盟会が北秋田市民ふれあいプラザコムコムにて開催され、会長が出席しました。また同日、農業者年金業務担当者会議がウェブ開催され、菊地副主幹が参加しております。

27日、県主催の地域計画の推進に向けたWEB意見交換会が開催され、簾内副主幹が参加しております。報告は以上です。

議 長

ただいま事務局より報告がなされましたが、これらは会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

次に報告第14号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局長

議案書3ページをお開きください。

報告第14号「令和8年5月分 専決処分の報告」です。

表の5月の列をご覧ください。

(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見が64件、(3) 非農地通知が1件、(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理が8件、(6) 農地所有適格法人の報告書の受理が5件、(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が4件、合計82件の処理を実施しました。4ページからその内訳となります。

はじめに、(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見についてです。

(申請番号1番を朗読)

以下16ページの申請番号64番までの合計277筆、505,409.03㎡について、いずれも適当であるとの意見を回答しております。

つぎに17ページをご覧ください。(3) 非農地通知です。

(申請番号1番を朗読)

非農地の事由としましては、畑の1筆については、県道に沿った約50メートルほどの長さの扇状地のような狭く傾斜のある荒れ地であり、「異形であり復元しても継続した利用が見込まれない」状況であること、また田の2筆については、いずれも高さ10メートルほどの木と背丈以上の草が群生して「森林の様相を呈している」状況を、現地調査において事務局撮影の現地写真によりご確認いただいております。以上、合計3筆、面積681㎡について、いずれも農地法第2条第1項の農地に該当しない土地である旨を決定しております。

つぎに18ページをご覧ください。(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、19ページの申請番号8番まで、合計42筆、面積66,764㎡です。

つぎに20ページをご覧ください。(6) 農地所有適格法人の報告書の受理につきましては、記載の5法人からの報告書を受理しております。

つぎに21ページをご覧ください。(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、申請番号4番まで、合計23筆、面積31,283㎡です。説明は以上

でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 報告第14号について事務局より説明がなされました。それでは本件に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、次に進みます。
次に議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書23ページをお開きください。
議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」
農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和8年6月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
(申請番号1番を朗読)

以下、申請番号3番までが所有権移転、4番が賃貸借権設定で、合計16筆、面積が24,919㎡です。

なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。農地法第3条第2項各号については25ページをご参照ください。以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、議案第19号に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号15番 成田博幸 委員よりお願いいたします。

15番 議席番号15番の成田博幸です。

申請番号1番から3番の所有権移転及び4番の利用権設定を報告させていただきます。調査日は6月8日、調査員は16番の寺田委員、17番の武田委員と私、事務局から成田事務局長、土濃塚主任の計5名で、市役所第2庁舎第2会議室で衛星写真と現地状況写真を使用した調査を行いました。

申請番号1番は資料の26ページから27ページになります。脇神字脇神圃ノ内及び、脇神字寺下の申請地は、JA秋田たかのす営農部の南西へ約300メートルに位置する農地でした。衛星写真等で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号２番は資料の２８ページから２９ページになります。脇神字赤川岱の申請地は、鷹巣中央公園野球場の西へ約３００メートルに位置する農地でした。衛星写真等で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号３番は資料の３０ページから３１ページになります。増沢字下岱の申請地は、県道３号二ツ井森吉線を木戸石から増沢へ向かい増沢集落の手前に位置する整備されたほ場の中にある農地でした。衛星写真等で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号４番は資料の３２ページから３３ページになります。上杉字屋布岱外１０筆の申請地は、北秋田市消防署西統合分署（旧合川東学校）の南西に位置する整備されたほ場の中にある農地でした。衛星写真等で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域に対して影響がないものと見受けられました。また、上杉字造坂の申請地は、上杉八幡神社の南西へ約２００メートルに位置する農地でした。衛星写真等で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議 長

成田委員、ありがとうございました。

議案第１９号について、事務局と現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。それでは本議案に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第１９号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第２０号「所有者不明農地等に係る公示について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局長

議案書３４ページをご覧ください。

議案第２０号「所有者不明農用地等に係る公示について」

農地法第３２条第３項の規定による公示についての審議を求める。

令和8年6月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
提案理由です。次の35ページの最下段をご覧ください。読み上げてご説明いたします。

この公示は、農地法第32条第1項第1号、第2号及び同法第33条第1項の農地について、当該農地について同法第33条第2項及び第3項の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者を確知できないことから行うものです。対象となる農地の所在等については議案資料の表に記載のとおりです。

(番号1番を朗読)

以下6番までについても同様です。これらの農地については耕作を希望する農業者がいるものの、所有者が死亡して相続人が誰か分からないため通常の賃借権設定の手続きができない状況にあることから、農業委員会において一定の探索を行ったうえで農地中間管理機構を通じた利用権設定を行おうとするものです。複数の共有者がいる農地の場合は、農地中間管理事業法による賃借権等の設定は共有者の2分の1超の同意を得ることで可能とされておりますが、2分の1以上の共有者が不明な場合であっても農業委員会が不明な共有者の探索を一定の範囲で行い、公示の手続きを経ることによって農地中間管理機構に貸し付けることが可能となります。

この取り扱いに基づいて事務局において登記簿、戸籍情報等をもとにして、当該農地を相続した者、あるいは共有者の住所地を可能な範囲で特定し、賃借権等の設定の可否について確認するため郵便による通知を行いました。その結果に基づいて今般農地法第32条第3項の規定による公示を行うものです。別紙が公示文の見本となります。このような形で農業委員会の掲示板や市のホームページでの公示に付す予定としておりまして、公示日から2か月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき農地中間管理機構にその旨を通知し、その後県知事の裁定により利用権が設定される運びとなるものです。なお、利用権が設定された後の小作料については、受取人が不明であることから法務局へ供託することとなります。以上ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長

議案第20号について、事務局の説明が終わりました。それでは、本議案に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

8 番

8番堀部です。

本議案に係る農地は優良農地でしょうか。また今回のこの作業は誰か

の申出により行っているものなのか伺います。

事務局長

この手続きは、当該農地の耕作を希望される方からの相談、申出があったことから行っているものであり、農地については通常の耕作可能な農地と捉えていただければと思います。

5 番

5 番佐藤邦久です。

公示される場所は市役所の農業委員会事務局の掲示板でしょうか。

事務局長

農業委員会事務局の窓口にある掲示板に掲示するとともに、市ホームページにも掲示することとしております。

5 番

利用権設定にあたって相続人、共有者はどの範囲まで調べるのか。また利用料金については法務局に供託するということでしょうか。

事務局長

利用権が設定されても小作料を支払うべき相手方がいない場合は法務局へ供託することができます。もし、後日所有権を有する方が判明した場合はそちらに支払われるような流れになろうかと思われます。調べる範囲は相続権を有する配偶者と子で、利用権が設定されることに対する意向を確認したうえでその後の手続きに進むことになります。

1 2 番

1 2 番 伊藤鶴一です。

相続人がいないことを確認したということですが、今は法令で相続は確実にしなければならないよう制度が変わったと思いましたが、それでも相続人がいなかったという判断をしたということでしょうか。

事務局長

ただ今のお尋ねは相続が義務化されたのではないかというお話でしたが、おそらく相続登記が義務化されたことと混同されているのではないかと思います。今回の案件の中にも相続放棄されているため所有者不明となった案件も含まれております。共有名義者が複数いる場合を含め相続権を有する方々が把握されている場合は、必ずその方々の意向を確認する流れとなっております。

2 9 番

2 9 番 澤藤匠です。

就任して過去2年間でこのような議案を目にしたことがなかったと思うのでお尋ねしますが、今回の議案はこのような案件がある程度たまってきたので議案として上がってきたということでしょうか。また同様の案件は今後ちよくちよく上がってくる見込みなののでしょうか。

事務局長

今回と同様の所有者不明農地にかかる公示の議案は、昨年9月の第9回総会においてもご審議いただき、今回が2度目となるのですが、その際は農業者さんからの相談案件がある程度まとまった件数となったことから議案として上程させていただいたもので、今回も同様にある程度の件数となったことから上程しております。今後も相談案件として上がってくるのが予想されますが、その場合も通常の農地法第3条などの議案と同様に遅れることなく速やかに処理していきたいと考えております。

議 長

その他ご質問、ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第20号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長

異議なしと認め決定いたします。

以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。これをもちまして、令和8年第6回定例総会を閉会します。